様式第2号(第2条関係)

聴聞公示通知書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、 | | 行政手続法第15条第3  福岡県行政手続条例第  宇美町行政手続条例第 |
| 項  15条第3項  16条第3項 | の規定により、下記のとおり公示する。 | |

　なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付する。

　　　　　　　年　　月　　日

(行政庁)　　　　　　　　印

記

|  |  |
| --- | --- |
| 聴聞の件名 |  |
| 不利益処分の名あ  て人となるべき者  の氏名 |  |
| 不利益処分の名あ  て人となるべき者  の住所 |  |
| 聴聞の期日 |  |
| 聴聞の場所 |  |
| 聴聞に関する事務  を所掌する組織の  名称及び所在地 |  |

備考

　　この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があつたものとみなされます。